

対韓国輸出活ホタテガイの取扱要領の運用

平成21年6月16日制定
平成24年9月7日一部改正
青森県農林水産部
水産局水産振興課

「対韓国輸出活ホタテガイの取扱要領」（平成21年6月5日付け青水振第444号農林水産部長通知。以下、「要領」という。）に基づく実施については、以下のとおりとする。

- 第1 WSSV検査における検体の採取時期は、水揚げ予定日前30日以内とする。
- 第2 要領5. 証明書の発行申請手続（2）申請書類について、事業者は、証明書の受け取り予定日の前日（土日、祝日の場合は、土日、祝日の前日）の昼までに、事前送信票（別紙様式1）に申請書類及び添付書類を添付して水産振興課にFAX送信し、事前審査を受けなければならない。
 - 2 水産振興課は、事前審査により申請書類内容が確認できた場合、別紙様式1に結果を記入し、事業者及び健康証明書発行機関にFAX送信する。
- 第3 要領5. 証明書の発行申請手続（3）添付書類にある③インボイスの写し及び④BLの写しを添付できない場合は、その旨を別紙様式2により届け、後日〔削除〕健康証明書発行機関に提出しなければならない。

別紙様式1

FAX

送付先： 青森県水産振興課

発信元：会社名：

韓国活ホタテガイ輸出

担当者氏名：

担当者 行き

電話

FAX

FAX 番号 017-734-8166

送付枚数： 枚（送信票含む）

電話番号： 017-734-9594

日付：平成 年 月 日（ ）

件名： 対韓国輸出活ホタテガイの健康証明書発行申請について

●連絡事項

標記の件について、送信します。

添付書類チェック票

- 発行申請書
- W S S V 陰性の検査結果
- 養殖場の管理者（漁業協同組合）が作成した産地証明書
 - 販売証明書（※必要な場合のみ）
- インボイス（送り状）の写し
- B L（船荷証券）の写し
 - インボイス、B Lの写しを後日提出する場合の書類（※必要な場合のみ）

以下は、水産振興課で使用する欄です。記入しないでください。

事前審査結果

1. 良好
2. 要修正

別紙様式2

平成 年 月 日

地方独立行政法人
青森県産業技術センター水産総合研究所長 殿

申請者 住所：

氏名：

印

平成 年 月 日付けの下記の「対韓国輸出活ホタテガイの水産動物健康証明書発行申請書」に添付するインボイス（写）及びB L（写）については、申請時には添付できないため後日提出します。

記

生産地： 漁業協同組合

数量： k g

水揚げ予定日： 平成 年 月 日

輸出便搭載予定日： 平成 年 月 日

（注意）後日提出する「インボイスの写し」及び「B Lの写し」は、水産総合研究所に直接提出してください。

.....
以下は、水産総合研究所で使用する欄です。記入しないでください。

提出確認調べ（収受月日）

①インボイス（送り状） 平成 年 月 日

②B L（船荷証券） 平成 年 月 日